道の駅導入可能性調査業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1　業務概要

(1) 目的

本業務では、生駒市域内における道の駅の導入可能性について、令和７年度に実施した「道の駅の整備に向けた調査検討業務」の成果及び組合施行による土地区画整理事業として進められている学研高山地区ゲートエリア(けいはんな学研都市高山地区個別エリア)に関する検討状況や学研高山地区及び周辺地域の価値向上事業を踏まえ、当該拠点に求められる公共的機能、民間収益機能、整備・管理運営手法等を整理し、今後の事業化に向けた国や市等の行政（以下「行政」という。）の関与範囲及び民間活用可能性を検討するための基礎資料（公共的機能を担う施設と収益施設の役割分担、事業手法、事業規模等の方向性を検討し、事業成立の可能性を判断するための基礎資料及び概略配置イメージ）を作成する。

現時点では、行政が整備すべき公共的機能を担う施設の範囲、民間事業者による収益施設の範囲、管理運営手法、PPP/PFI 等の民間活用の可否については未定である。

このため、整備候補地における需要、導入機能、施設規模、概算事業費、収支見通し、行政の費用負担の考え方、民間事業者の参入可能性等を整理し、行政が担うべき公共的役割と、民間事業者の創意工夫を活かして導入し得る機能を明確化することを目的に本業務を実施する。

(2) 業務名

道の駅導入可能性調査業務

(3) 業務内容

別紙「道の駅導入可能性調査業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日～令和１０年３月３１日

2　業務に要する費用（予定価格）

２０，０２０，０００円（税込）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3　参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者）は、次に掲げる事項を全て満たす者

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年５月３日政令１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

(2) 破産法(平成１６年法律第７５号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。

(3) 会社更生法(平成１４年法律第１５４号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合を除く。

(4) 公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。

(5) 本業務の管理技術者として、次のいずれかの資格を有する者で、企画提案書提出日において、提案者と直接的かつ恒常的（提出日以前に３ヶ月以上継続して雇用されている）な雇用関係にある者を配置できること。

ア　技術士(建設部門「都市及び地方計画」、または総合技術監理部門「建設－都市及び地方計画」)の資格を有する者

イ　技術士(建設部門「道路」、または総合技術監理部門「建設－道路」)の資格を有する者

ウ　一級建築士

エ　RCCM(「都市計画及び地方計画」または「道路」)の資格を有する者

(6)本業務の担当技術者として、企画提案書提出日において、提案者と直接的かつ恒常的(提出日以前に３ヶ月以上継続して雇用されている）な雇用関係にある者を１名以上配置できること。

(7) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア　役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第２条第６号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

４　質問の受付及び回答

(1) 提出期限　令和８年１１月２０日（金）１５時まで（必着）

(2) 提出方法　別添の質問書（様式１）により、電子メールで提出すること。

提出先：kikaku@city.ikoma.lg.jp

※これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

(3) 回 答 日　令和８年１１月２７日（金）

(4) 回答方法　生駒市ホームページに掲載

5　企画提案書等の作成及び提出

(1)　提出書類

以下の ア ～ シ を提出すること。

ただし、本市の令和８年度物品・委託業務者登録申請書を提出している者については、下記提出書類の内、 ケ ～ シ を省略することができる。

ア　業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式２）

イ　会社概要（様式３）

令和８年１１月１日時点の内容で記載すること

ウ　技術者の概要（様式４）

令和８年１１月１日時点の内容で記載すること

エ　業務実績調書（様式５）

地方公共団体が発注した公共施設等の事業化に係る調査・検討業務のうち、平成２８年度以降に契約を締結し、公告日前日までに完了した業務であって、道の駅導入可能性調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領　７　審査基準及び配点　【会社・管理技術者の業務実績評価基準】に定める８分野のいずれかを含む業務の実績について記載すること。なお、業務に含まれる分野も含めた業務内容が分かる資料（契約書、仕様書、業務計画書等）を添付すること。

オ　管理技術者の経歴及び実績等調書、技術者の概要等（様式６・様式７）

管理技術者の経歴及び実績等調書（様式６）には地方公共団体が発注した公共施設等の事業化に係る調査・検討業務のうち、平成２８年度以降に契約を締結し、公告日前日までに完了した業務であって、本実施要領　７　審査基準及び配点　【会社・管理技術者の業務実績評価基準】に定める８分野のいずれかを含む業務の実績について記載すること。なお、業務に含まれる分野も含めた業務内容が分かる資料（契約書、仕様書、業務計画書等）を添付すること。また、３　参加資格(5)に示す資格を有することを証する書類の写し及び提案者との雇用関係が証明できる書類の写し（社会保険、雇用保険などの公的な書類）を添付すること。

担当技術者調書（様式７）には地方公共団体が発注した公共施設等の事業化に係る調査・検討業務のうち、平成２８年度以降に契約を締結し、公告日前日までに完了した業務であって、本実施要領　７　審査基準及び配点　【担当技術者の業務実績評価基準】に定める８分野のうち、配置予定の担当技術者が調査・検討を担当した実績を記載すること。また、担当した分野も含めた実績が分かる資料（契約書、仕様書、業務計画書等）を添付すること。また、３　参加資格(6)に示す提案者との雇用関係が証明できる書類の写し（社会保険、雇用保険などの公的な書類）を添付すること。

カ　再委託調書（様式８）※再委託をする場合のみ

他の企業等に当該業務の一部について再委託を実施する場合は提出すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

キ　企画提案書（任意様式）

別紙「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

ク　参考見積書（任意様式）

(ア)消費税及び地方消費税を抜いた金額と、消費税及び地方消費税１０％を合計した金額が分かるように記載すること。

(イ)参考見積書には、「内訳書」を添付すること。なお、内訳書は、別紙「道の駅導入可能性調査業務仕様書」の「３．業務内容」の小項目（１～１３）に対応する経費が分かる形で作成すること。

(ウ)独自提案がある場合は、見積金額及び内訳に含めること。

(エ)参考見積書は受託候補者に選定された場合の契約額を確約するものではない。また、参考見積書の合計金額が「２．業務に要する費用（予定価格)」を超えた場合は失格となるので、注意すること。

【本市の令和8年度物品･委託業務者登録申請書を提出している者は、以下の書類は提出不要】

ケ　誓約書（暴力団排除関係）（様式９）

コ　委任状（様式１０）

※本プロポーザルに関して代理人を定め一切の権限を委任する場合のみ

サ　納税証明書（①法人市民税、②納税証明書その３の３（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）（企画提案書提出時前３ヶ月以内のものに限る。写し可）

シ　登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）（企画提案書申請提出時前３ヶ月以内のものに限る。写し可）

(2)　必要部数

アからカまで及びクからシまで・・・原本１部、電子データ（PDF）

※本市の令和８年度物品・委託業務者登録申請書を提出している者は、ケからシまでの書類は提出不要とする。

キ・・・原本１部、副本９部、電子データ（PDF）

(3)　作成要領

別紙「企画提案書等作成要領」に従って作成すること。

(4)　提出期限等

① 提出期限　令和８年１２月７日（月）１５時まで（必着）

② 提出場所　生駒市役所経営企画部企画政策課

③ ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　kikaku@city.ikoma.lg.jp

④ 提出方法　原本は持参又は郵送により、電子データは③メールアドレスへの電子メール送信により提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

６　審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第１次審査（書類審査）

提出された業務実施体制各種調書及び企画提案書を下記７①～⑩で示す評価基準に基づいて審査する。一定の評価に達し、かつ高い評価を得た提案者を３者選考する。ただし、プロポーザルの提案者が３者以下である場合は、第１次審査を省略し、第２次審査を実施できるものとする。

実施日：令和８年１２月１１日（金）予定

(2) 第２次審査（書類審査及びヒアリング等による審査（以下、「ヒアリング等」））

第１次審査により選考された者に対し、企画提案について２０分程度のプレゼンテーションによるヒアリング等を実施し、下記７①～⑩で示す評価基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定する。また、一定の評価に達した者がないと判断する場合は、特定者なしとできるものとする。

実施日：令和８年１２月２３日（水）予定

(3) 審査結果の通知

①第１次審査

審査結果を書面及び電子メールで通知する。

②第２次審査

審査結果を書面及び電子メールで通知する。

7　審査基準及び配点

プロポーザルは以下の評価基準に基づき審査します。

審査項目		評価基準	配点
事業者	①-1 会社の業務実績	下記の【評価の共通事項】に該当する完了業務について、最大５件の契約実績を対象に、【会社・管理技術者の業務実績評価基準】に定める８分野のうち、重複を除き実績が確認できる分野数に応じて評価する。	５点
	①-2 管理技術者の業務実績	配置予定の管理技術者が、管理技術者又はこれに相当する技術的責任者として従事した、下記の【評価の共通事項】に該当する完了業務について、最大５件の契約実績を対象に、【会社・管理技術者の業務実績評価基準】に定める８分野のうち、重複を除き実績が確認できる分野数に応じて評価する。	５点
	①-3 担当技術者の業務実績	配置予定の担当技術者が従事した、下記の【評価の共通事項】の対象となる業務の完了実績について【担当技術者の業務実績評価基準】により評価する。なお、評価に当たっては、配置予定の担当技術者全体の実績を集約し、８分野のうち実績が確認できる分野数に応じて採点する。	５点
見積書	②見積金額	見積金額に関する評価	１０点
企画提案・ヒアリング	③業務理解及び実施方針	本業務の目的及び多岐にわたる調査・検討内容を十分に理解し、各調査・検討に必要な専門性を備えた技術者の配置や役割分担、業務工程等が示され、確実な履行が見込めるか。また、各業務の関連性や検討結果の活用方法を踏まえ、道の駅の事業成立の可能性を判断するための成果が得られるよう、各業務の実施時期及び業務全体の進め方が論理的かつ具体的に示されているか。	１０点
	④需要調査及び道路・交通条件の整理	道路利用者、地域住民、観光客等の多様な利用者を想定した需要調査について、使用するデータや分析手法が具体的に示されているか。また、国道１６３号との接続可能性や周辺交通への影響、関係機関との協議等について、検討手法が示されているか。	５点
	⑤導入機能及び施設規模の検討	需要調査の結果や地域特性を踏まえ、公共的機能と民間収益機能の組合せや施設規模等が異なる３ケース程度の設定基準が示されているか。また、各ケースの導入効果や課題、施設構成、概略配置等を比較検討するための工夫があるか。	１５点

	⑥概算事業費の算定、事業スキーム及びVFMの検討	各ケースの概算事業費について、類似施設の整備事例や概算単価等を活用した算定方法が示されているか。また、建築、外構、駐車場、設備、基盤整備等の算定対象範囲や費用負担の考え方、事業費の変動要因を整理し、事業費の過小評価を防ぐための工夫があるか。 複数の整備・管理運営手法について、行政と民間事業者の役割分担、費用分担、収益性等を比較する方法が示されているか。また、各ケースの公的財産負担やVFMについて、算定条件とその根拠を示し、試算結果を比較・検証する方法が提案されているか。	１５点
	⑦民間事業者等へのサウンディング調査	多様な事業者の意見を把握するための調査対象の選定方法、調査事業者数や、参入意向、収益性、事業成立に必要な条件等を把握するための調査項目が示されているか。また、調査結果を事業モデルの検討等に反映する工夫があるか。	１０点
	⑧地域経済波及効果の試算	各ケースの地域経済波及効果について、使用する基礎データ、分析対象地域、前提条件及び算定方法が具体的に示されているか。また、試算結果の根拠やケース間の違いを検証できる提案となっているか。	５点
	⑨成果の取りまとめ	各調査結果の関連性や整合性を確保し、事業化の方向性を判断するための資料として、分かりやすく取りまとめる工夫があるか。	１０点
	⑩追加提案	仕様書に明記されている内容以外に、本業務の目的に資する優れた追加提案があり、その内容が本業務にふさわしいものであるか。	５点
	合計		１００点

※審査項目　事業者について

【評価の共通事項】

・評価対象は、地方公共団体が発注した公共施設等の事業化に係る調査・検討業務のうち平成２８年度以降に契約を締結し、公告日前日までに完了した業務であって、以下の【業務実績評価基準】に定める８分野のいずれかを含むものとする。

・なお、添付された業務内容が分かる資料で確認ができない場合は評価対象としない。

【会社・管理技術者の業務実績評価基準】

・評価対象となる業務実績は、最大５件の契約について、以下の８分野のうち、当該契約において実施したことが確認できる分野を対象とし、重複を除いた分野数に応じて評価する。なお、同一分野の実績が複数の契約に含まれる場合も、１分野として算定する。

・管理技術者については、本人が管理技術者又はこれに相当する技術的責任者として従事した業務を評価対象とする。

A：需要調査

B：道路・交通条件の整理

C：導入機能及び施設規模の検討

D：概算事業費の整理

E：事業スキームの比較検討
F：VFM の試算
G：サウンディング調査
H：地域経済波及効果の試算

【担当技術者の業務実績評価基準】

・評価対象となる以下の８分野について、配置予定の担当技術者のうち１名以上が当該分野の調査・検討を担当した実績を有する場合に、当該分野の実績があるものとして評価する。
・同一分野について複数の技術者が実績を有する場合も、1 分野として評価する。
・同一の技術者が複数分野の実績を有する場合は、それぞれの分野の実績として評価する。

A：需要調査
B：道路・交通条件の整理
C：導入機能及び施設規模の検討
D：概算事業費の整理
E：事業スキームの比較検討
F：VFM の試算
G：サウンディング調査
H：地域経済波及効果の試算

8　日程

公示	令和８年１１月１６日
質問受付締切	令和８年１１月２０日　１５時００分まで
質問回答	令和８年１１月２７日
企画提案書等受付締切	令和８年１２月　７日　１５時００分まで
第１次審査	令和８年１２月１１日（予定）
第２次審査	令和８年１２月２３日（予定）
結果通知・契約締結・業務開始	令和９年１月（予定）

9 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

(1)　提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
(2)　提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
(3)　提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
(4)　第２次審査に出席しなかったもの
(5)　虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
(6)　参考見積書の金額が、「２.業務に要する費用（予定価格)」を越えたもの

10　契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行

うものとする。なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

11　その他留意事項

(1)　提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
(2)　企画提案書等の提出後、発注者の判断により補足資料の提出を求めることがある。
(3)　提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
(4)　提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
(5)　書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
(6)　「業務実施体制各種調書」に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。
(7)　生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

12　担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所 経営企画部 企画政策課（担当：粉家・白川・太田）
住　　所　〒６３０－０２８８　生駒市東新町８番３８号
電話番号　０７４３－７４－１１１１（内線４１６１）
電子メールアドレス　kikaku@city.ikoma.lg.jp